

会 議 録

会議名	平成25年度第3回小金井市学童保育所運営協議会	
事務局 (担当課)	児童青少年課	
開催日時	平成25年6月27日(木) 19時00分～22時45分	
開催場所	801会議室	
出席者	委員	高橋委員長、野中副委員長、石山委員、入村委員、岡本委員、長岡委員、西垣委員、原島委員、矢野委員、川村委員、小澤委員、仙澤委員、中山委員、鈴木委員
	事務局	越学童保育係長
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 学童保育の保育内容について (2) その他 3 閉会	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員団体協議資料「学童保育業務の総合的な見直しについて」 ・ 第1回会議録(案) 	
会議結果	1 第1回運営協議会会議録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方確認。確定とする。 2 第2回運営協議会会議録 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、双方確認中。 3 災害用伝言ダイヤル訓練について <ul style="list-style-type: none"> ・ 昨年に引き続き7月1日に実施する。(市) 4 平成26年度学童保育所入所希望調査について <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年度の入所児童数の把握のため、昨年に引き続き入所希望調査を実施する。(市) 5 総合的な見直しについて <p>【経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 配布した資料は、6月11日に職員組合に提案したものである。学童保育業務の見直しについては第2次行財政改革大綱に基づき平成21年11月に職員組合に提案、その後平成22年5月第3次行財政改革大綱の策定、平成22年6月に第3次行財政改革大綱に関する覚書を締結しており、これを引き継ぎ平成22年12月8日に学童保育事業の総合的な見直しに伴う拡大事務折衝の確認事項の覚書を取り交わしている。平成22年に委託提案、延期となった経過があるが、今回の学業保育事業の見直しについては、これらの覚書により、職員組合に対して提案したものである。6月11日に提案をし、20日、25日と3回の拡大事務折衝を行った。(市) 	

【資料の具体的内容】

(1)現状

(2)課題・・・保育時間の延長、障がいのある児童の入所、子育てに係る多様な市民ニーズの充足に向けた取組、子育てひろばの拡充、施設の維持・管理に係る取組、子ども子育て支援新制度に向けた取組み

(3)課題解決に向けた対応

(4)学童保育所の果たしていくべき役割

(5)スケジュール(案)

- ・ スケジュール案については、平成27年4月から子ども子育て支援新制度の実施に伴い、新しい運営方式の開始を考えている。開始時期からの逆算でスケジュール案を示した。6月に拡大事務折衝を開始、7月には労使間の覚書を交わしたい。ここでの覚書は、新しい運営方式も含めた方向性の合意であり、その後の労使での協議や、運営協議会での協議を経て、具体的な中身を決定していきたい。方向性を持って協議の時間を確保するために、合意の時期を早めに設定している。(市)
- ・ 覚書に基づき労使協議を再開したので、並行して協議するため同じ資料を運営協議会にも示して説明することにした。(市)

6 各委員からの意見

【スケジュール案について】

- ・ 検討のスケジュール案が示されたが、7月の労使合意の時期について先送りをお願いしたい。利用者の手が届かないところでいつの間に「業務委託すること」だけが決まってしまう。学校給食の業務委託で感じたのは、利用者が蚊帳の外で、行政の労使交渉のみによって物事が進んでしまうということ。民間委託を検討するにしても、現状の9学童でどんな保育をしているのか、民間委託にしたらどうなるのか、比較することで初めて具体的な検討ができる。最初から公設公営を排除してしまったら、その議論ができなくなる。第一の選択肢としては、まずは公設公営があって、それに対して公設民営だったらどうなるかを検討しないと、議論にならない。労使協議の再開やスケジュール案については運営協議会委員として正式には初めて聞いたばかりであり、実際に子どもを預けて働く父母にとっては考える余裕もなく労使合意によってのみ結論が決められてしまうという印象を受ける。小金井市には、利用団体である「学保連」があるので、その場で検討することになるが、仕事をもつ父母が1ヶ月に1回の会議ですぐに説明、協議、決定することはできない。協議会委員として、一般の父母の声を吸い上げなければならないという立場でもあるし、行政としても一般父母の声を吸い上げる努力をしてほしい。そのためには、7月の労使合意は早すぎであり、必要な時間の確保をしてほしい。27年4月の子ども・子育て関連3法の関係もあり、利用者としても今のままでよいとも考えてはおらず、いたずらに先送りするものではない。時間延長や障がい児受け入れに関して運営協議会の場で先に議論をし

て、それを実現するための手段として公設公営・公設民営を判断するのが妥当であるとする。(学)

- ・ 7月の労使合意はあくまでも案である。組合員との交渉の場である拡大事務折衝においても、公設公営や公設民営のあり方について意見交換をしながら話し合いをしている。労使合意は、市の内部の方向性を持った話を交渉していく中で、見直しが必要となれば、合意することになる。合意がどうしても7月という訳ではなく、スケジュールを逆算して7月案を示したが、労使間の話し合いと運営協議会の話し合いを同じように進めたい。(市)
- ・ 労使合意が先に決まってしまうのはおかしいのではないか。(学)
- ・ 労使合意は運営のあり方を内部決定し、その内部決定に基づき、協議するために時間を長く確保していると理解してほしい。何がなんでもこのスケジュールどおりとは考えていない。ただし、労使合意に至れば、運営協議会においても労使合意に基づく協議の時間が必要であるので、平成27年4月という先が見える中で、スケジュール案を設定している。(市)
- ・ 現在は、市の方針を示したということであり、結果として労使合意となるのであって、現在は途中経過である。(市)
- ・ 協議会の意見を聞かず労使合意では、このたびの給食と同じ進め方でないか。(学)
- ・ 学校給食の業務委託とは進め方が明確に違う。学校給食の場合は、労使合意で「委託」が決定し、説明会になった。学童保育業務については、労使協議に入ったことを運営協議会で報告している。第3次行革の中で委託の方向性を考えるという市の考えがあることも、これまで運営協議会で伝えてきた。具体的な提案は、労使での協議もしていない中、運営協議会で委託のあり方を検討できないので、個別の課題についての協議を続けてきた。時間延長が必要、障がい児入所も見直しが必要、ひろば事業も拡充が必要という中で、市としては課題の解決と併せて財政面も考えなければならない。障がい児入所では対応すべきであるという判断で非常勤職員の配置も実施している。運営に要する費用が増加する一方であることも以前お伝えした。時間延長、障がい児入所をどうやって実現するかを労使間で協議することは当然のことである。課題については運営協議会でも協議してきた。指導員とも協議をしてきた。具体的な進捗については、遅くて申し訳ない。今のままであればよいが、見直しの結果、業務委託なり、指定管理なり新しい運営が必要となれば、事務手続きが必要となる。新制度については、条例の改正も必要であり、時間が必要である。スケジュールの設定として、目標を持つ必要があり、市の考える最善のものを示している。その状況をもとに内部協議を行い、運営協議会にも伝えており、利用者軽視とは考えていない。(市)
- ・ 子ども・子育て関連3法の始まる平成27年4月に合わせて小金井市でも

「新しい運営」を開始する必然性はあるのか。平成 27 年でなくてもよいのであれば、じっくり話し合うことができる。(学)

- ・ 子ども子育て支援新制度については、国から詳細が示されていない。しかし、新制度での実施が見込まれる状況で、市としては最小の経費で最大の効果を上げるために、財政負担を増やさずにサービスを拡充するために、平成 27 年 4 月を提案した。(市)
- ・ 利用者はこれから意見を述べるのに、「既に労使で合意しているから変えられません」と言われたら困る。唐突なのではないか。(学)
- ・ 具体的な資料を示したのは初めてであるが、このたび労使協議を再開、第 3 次行革はもともとあるので、突然提案したわけではない。(市)
- ・ 運営協議会で協議すべき時間が必要であるが、労使間の合意が理由でタイムアウトされてしまう疑念があるので合意しないでほしい。(学)
- ・ 労使合意は内部の合意であり、双方が納得すれば合意する。(市)

【運営協議会の役割について】

- ・ 市は学校給食の業務委託の時とは進め方が違うというが、利用者の手の届かないところで決められてしまう点では何も変わらない。運営協議会は何のためにあるのか(学)
- ・ 労使合意の可否を判断するためにあるわけではない。学童保育の在り方を協議するためにある。(市)
- ・ 小金井市児童福祉審議会の答申の第4節「民間委託化によって効果的・効率的な業務が実施されるための要件」の第4項には、「行政担当者・現場職員・利用者等を交えた協議組織を設置し、委託の有効性の検証や手順・方法の検討を新たに進める案件ごとに行う」とされている。設置された協議組織は本運営協議会であるが、本会において委託の有効性の検証を行ったのか。さらに、同答申の結論第2節では「存続する公営学童保育所の運営上の諸課題を解決するとともに、民間委託化の可能性や方法について調査・立案するために」運営協議会を設置することになっている。昨年度の運営協議会において、民間委託化の可能性について議題に上がったのか。(学)
- ・ 今回、市が示したスケジュール案に記載されている「業務内容については学童保育所運営協議会においても継続して協議」と書かれているが、合意後の業務内容を運営協議会で決定するのか。委託の可否については、運営協議会が関与できないのか。これでは、運営協議会は民間委託化決定後のお手伝いしかできない。運営協議会は児童福祉審議会の答申に示された本来の役割を果たすべきではないか。(学)
- ・ 7 月が拙速なのは分かるが、スケジュール案であり合意後でも運営協議会で引き続き協議する。労使交渉は職員も同席しており、運営協議会におい

でも労使協議と同じように協議を進めたい。(市)

- ・ 利用者は今話を聞いて、これから下ろすのに合意してしまっでは納得できない。役員に下ろし、保護者に伝わる。それから意見を集約すると時間がかかる。(学)
- ・ アンケートを取るわけではない。こういう方法もある等良い案があるならば出して欲しい。(市)
- ・ 利用者の意見を聞かないのか。(学)
- ・ 学童利用者に限らず、子育て支援全体のニーズがある。(市)
- ・ 少なくとも保護者は当事者であり、時間は十分に取って欲しい。全員の意見を聞かないのか。(学)
- ・ そのために運営協議会があるのではないか。利用者全員に意見を聞かなくてもこの運営協議会で協議できたらと考える。(市)
- ・ ここでは決められない。(学)
- ・ それは運営協議会の組織を否定しないか。(市)
- ・ この話を代表者会議の下ろし、各学童父母会の役員会に下ろし、それから各学童から意見が出てくる、これを吸い上げ、運営協議会に上げることになる。その時間を設けて欲しい。学保連側 9 人の意見だけで決められてしまうというのはどうなのか。(学)
- ・ 労使協議と協議会と同時に進行していく。父母会役員に下ろし、そこから保護者に伝わることは理解した。(市)

【労使合意について】

- ・ 市が7月に労使合意を目指している「新しい運営方式」の具体像は何か。(学)
- ・ 覚書の中で検討の対象となっているのは、業務委託、非常勤職員活用、指定管理化といった学童保育の運営について見直しが必要であるという内容で、公設公営も選択肢に入っている。第 3 次行革の方針としては、順次民間委託を進める内容であり、進めていかなければならないことについては本協議会でも話をしてきた。(市)
- ・ 合意の内容が分かりにくい。「労使合意」のもつ意味は重たいと考える。労使合意がなくても、運営協議会で並行して議論できるのではないか。(学)
- ・ 労使合意は覚書を取り交わすものであるが、大枠での合意もあれば、細かな内容を定めるためのものもある。今回は、新しい運営方法も含めた方向性の合意を考えている。(市)
- ・ 「新しい運営方式」について、運営協議会ではまだ議論していないのではないか。(学)
- ・ 職員組合との交渉の中で、労使合意に至ることはありうる。時間がきたから合意するといったものではないし、職員組合が納得しなければ合意しない。

(市)

- ・ 労使合意は地方公務員法で定められた内部の協議で、市としての方向性を職員組合と協議して決定するものである。一方、利用者とも協議するために運営協議会がある。労使協議について結論を出すのが運営協議会ではない。労使協議の過程においては、運営協議会で協議してもよい。(市)
- ・ 労使合意後に、当事者である指導員は労使合意前と同じスタンスで発言できるのか。(学)
- ・ 課題解決について協議した結果の合意であり、よりよい学童を考えるのは職員として当然であると考え。(市)

【過去の運営協議会での議論と今回の提案内容との関連について】

- ・ 運営協議会では、今年度は主に時間延長と障がい児受け入れについて議論することを決めた。時間延長については、まだ具体的な議論には入っていない。18時でいいのか、18時半なのか、19時まで必要なのか、利用者の声を聴きながら議論するのが運営協議会ではないのか。障がい児についても、前回議論に入ったばかりの状況であり、6年生までの受け入れは議論されていない。子育てひろば、一時保育サービスについては議題にも上がっていない。しかし、それら運営協議会で議論されていない内容が、総合的な見直しの中に入っていて、労使間で合意されようとしていることに違和感がある。(学)
- ・ 保育時間が何時までとか、障がい児の入所については、労使合意の後で引き続き議論するものと考えている。子育てひろばについては以前の運営協議会で、議題に上げないと整理したと認識している。一時保育については話をしていないが、協議資料に記載したことは課題であり、学童保育の現状で労使協議を開始したということである。(市)
- ・ 運営協議会とは別の利用者からの要望もある。例えば、時間延長については、公立保育園父母会のアンケート結果では要望もあり、資料に記載した。(市)

【今回の提案内容に関する全般的な方針について】

- ・ 総合的な見直しでは、都型学童保育に移行した場合のメリットが挙げられているが、デメリットとして想定されることが一切記入されていない。(学)
- ・ 運営協議会で話し合えればよい。(市)
- ・ 「最小の経費で最大のサービス」というのが最大のサービスとは、8時から19時まで開所すること、障がい児を6年生まで受け入れることなのか。(学)
- ・ 解決すべき課題であって、「最小の経費で最大のサービス」は市の責務である。様々な市民ニーズがあり、それらを踏まえての今回の提案である。(市)

- ・ 様々な市民ニーズがあるのは理解するが、それを議論するのが運営協議会ではないのか。せつかく設置されている運営協議会を活用すべきである。(学)
- ・ 運営協議会では時間延長、障がい児受け入れについて課題としてあがっているが、何時まで、何人というような具体的な結論は出ていない。どうすれば実現できるか話をしていない。(学)
- ・ どうすれば実現可能かを労使でも協議するし、合意後も協議していく。(市)
- ・ 運営方法も本来は運営協議会で協議すべきではないのか。(学)
- ・ 労働者ができないということ、利用者の要望だけで実施できない。(市)
- ・ 「都型学童保育」について、運営協議会では一切議論していない。(学)
- ・ 具体的な話はしていないが、平成 22 年の市民説明会では都型の表現が入っている。都型に移行したいという提案ではなく、これまでの状況から判断して見直し提案するための資料である。(市)
- ・ メリット・デメリットの資料を出さないか。(学)
- ・ 何らかの資料を次回提出したい。(市)

【保育時間の延長について】

- ・ 保育時間の延長の根拠として保育園父母の会のアンケート結果を挙げていること自体が運営協議会で十分な議論ができていないことの証である。保育園を利用している段階では19時までの時間延長を望むが、実際には1年生の夏休みを過ぎる頃には子ども一人で帰宅できるようになり、時間延長の優先度は下がっていく。利用者としては、時間延長のニーズはそれほど高くないと認識している。(学)
- ・ 学童保育でのアンケートも平成 23 年度に行ったものがあり、朝 8 時 30 分からの開所は 8 割が希望、夜 19 時までの延長は半数程度の希望があった。学保連から朝の延長を優先してほしいという要望もあり、8 時 30 分開所の試行を行っている。夜についてもニーズが無いとは思っていない。(市)
- ・ ニーズがあることは否定しないが、アンケートの設問次第で内容は変化する。必要であれば、改めて運営協議会で(現在の利用者を対象とした)アンケートをして、既出の(保育園利用者を対象とした)アンケートと突き合わせをすることもできる。(学)
- ・ 東京都の調査や国の統計でも時間延長を望む声があり、19 時まで実施する学童保育所数が増加する中で 18 時までというのは減っている。保護者の希望で一番要望があるのは 19 時であった。(市)
- ・ 東京都や国の資料と、小金井市のニーズを突き合わせて議論するのが、運営協議会の役割ではないのか。(学)
- ・ 資料には載せていないが、平成 22 年の委託延期後に小金井市で学童保育利用者に対するアンケートをしたこともある。直近の状況として、保育園父

母の会アンケートを載せた。新しい運営が始まる平成27年の学童保育利用者は、現在の保育園利用者でもあることからニーズがあるのは明らかである。(市)

【補足資料別表】学童保育所運営経費の比較例について】

- ・ 例2は都型学童保育に移行した場合を示している。職員体制8名の内訳は、施設長1名、第1学童・第2学童にそれぞれ常勤職員2名ずつ(計4名)、障がい児6名に対応する非常勤職員3名という想定である。委託費としては、事業者からの見積もり額を、人件費(A)欄に示した(36,652千円)。(市)
- ・ 見積もり額よりも先に、市がこれぐらいにしたい、という金額を見積もる性質のものではないのか。(学)
- ・ 児童福祉審議会の答申では、委託化に向けた環境整備として、「現在の職員の8割相当以上の給与水準を保証し、優良な指導員の確保を図る。」と記載されている。その水準を確保するために計算をしてみると、人件費は提示された人件費より増える、つまり資料の人件費は低すぎないか、その人件費では今の水準を確保した委託はできないのではないか。(学)
- ・ 例2は、仮に常勤職員5名、非常勤職員3名の体制で実施した場合を想定しているが、委託料は実際には事業者選考の時点で確定する。児童福祉審議会の答申の、「現在の職員の8割」ということをあてはめるならば、現在の職員配置は正規職員2名、非常勤職員6名であり、正規1名800万円の8割ならば640万円、2名で1,280万円、非常勤はそのまま1名240万円としても、6名で1,440万円、合計で2,720万円ということになるため、例2の人件費より下がることになる。
- ・ 現在の職員配置と同じ人員体制で試算すれば、「現在の職員の8割」しているので、計算するまでもなく、人件費が下がるのは当然のことではないか。(学)
- ・ 現状の職員体制が、常勤・非常勤・臨職含めて9名なのに、都型学童保育での試算が8名に設定されているのは、比較例として適切ではない。(学)
- ・ 現状は本年度の体制であり特例的に臨職1名を配置している。都型学童保育として想定したものは運営基準に沿って算出した。(市)

【市の財政とコスト負担について】

- ・ 学童保育所運営経費の比較例において、育成料が現状よりも高い月額7,000円で試算されている。都型学童保育への移行により市の負担が減るのであれば、育成料も下げるべきではないか。(学)
- ・ 現在の運営経費に比べると、育成料は利用者の受益者負担としては低いものと考えている。(市)

- ・ いかにお金をかけずに市民ニーズに応えたサービスを拡充させるかという視点で考える必要がある。(市)
- ・ 共働き家庭にとって学童保育はセーフティネットであり、行政がコストやリスクを負うのは当然のことだと考える。財政が厳しいのは理由にならない。コストを下げるために利用者に保育の質が下がるというリスクを負わせるのはおかしい。子育て3法の開始に伴い、学童保育に係る全国的な人材不足が懸念されるなかで、今いる人材を有効にいかすべきではないか。(学)
- ・ 財政状況も考慮して最少の経費でサービスを拡充する方策を思案している。セーフティネットは最低限の生活を保障するものであると考える。(市)
- ・ 市はお金がないというが、発達支援センターを創設したり、増加が見込まれる障がい児の受皿の一翼を学童保育に求めるのであれば、新しい政策であり、新しい政策に新たな予算が必要なのは当然のこと。(学)
- ・ 利用者としてはもっと学童保育に経費をかけてほしい。(学)
- ・ 子どもの数は減ったが、生活のために共働きが必要な世帯はむしろ増えていて、保育の切実性が増している。何のための発達支援センターか、子育て3法か。(学)
- ・ 25億円もあった小金井市の財政調整基金が枯渇する中、学童保育の業務委託を行うことで財政が好転するのか。(学)
- ・ 市は全ての部署で財政効果を考えて事業を行っている。学童保育の業務も、財政状況が厳しい中でサービスを拡充するための手段について協議を提案しているものである。(市)
- ・ 財政状況から委託をするならば、育成料を上げて直営での運営もあるのではないか。(学)
- ・ 適正な育成料を議論するのはこの場でないと考える。(市)

【保育水準の維持・向上について】

- ・ 資料の「4学童保育所の果たしていくべき役割」の中に、「公共的団体等への対応は相応の条件を満たした中であれば、公共的団体等への委託は可能性がある」とあるが、「相応の条件」とは何か。(学)
- ・ 「現状の水準を落とさずに質の良い運営がなされるのであれば」ということである。(市)
- ・ 児童福祉審議会の答申では「小金井市の学童保育所の運営業務を公共的団体等に委託することの是非については、現状の水準を落とさずに質の良い運営がなされるのであれば委託を前向きに考えることができ、質の良い運営が期待できなければ委託を見合わせるべき」とされている。また、同答申では他市の事例研究を行っており、「委託して良くなったという利用者の声は概して少なく、また、良くなった学童保育所の事例というものも容易に見つからず、委託化して職員コストの節減には成功したが混乱を招いた事例

もありました」と指摘している。市はサービス拡充というが、サービスの拡大と質の維持は両立するのか。市は保育の質をどのように捉えているのか。
(学)

- ・ 今回の資料においても、「量的拡充及び質の維持・向上を図る必要がある」と記載している。質の維持に関しては、運営協議会の場で運営基準を定めてきた。公設公営であろうと委託であろうと運営基準に基づいて実施する。
(市)
- ・ 小金井市の学童保育所が、利用者からの評価が高いのは、専門性を有した指導員のおかげである。業務委託となった場合に、継続的で専門性の高い指導員を確保できるのか疑問が残る。(学)
- ・ 運営基準が保育の質の維持に役立っているのは、同意する部分もある。しかし、例えば、同じ19時であっても、保育園は保護者の迎えが必要であり、学童保育では必須ではない。時間延長により学童保育所での集団生活の時間が増えると、保育の質がどう変わるのか、検討する必要がある。(学)

7 次回日程

平成25年7月22日(月)19時から、801 会議室。